

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

三島市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県及び市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存・活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、三島市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

<指定対象の要件>

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ②静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③三島市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物及び三島市景観条例に基づく景観重要建築物
- ⑤その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの

<指定基準>

- ①建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③歴史的なまち並みの構成要素として重要な建造物

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持管理は、静岡県や三島市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持管理を行う。

適正な維持管理は、所有者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持管理を図る。維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査や記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開、活用を図る。

(2) 個別の事項

<県及び市指定文化財>

県及び市指定文化財は、静岡県及び三島市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

<登録有形文化財>

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

<その他保全の措置が必要な建造物>

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保存を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

＜届出が不要な行為＞

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②静岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③三島市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第9条の規定に基づく現状及び環境等の変更の届出を行った場合
- ④景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

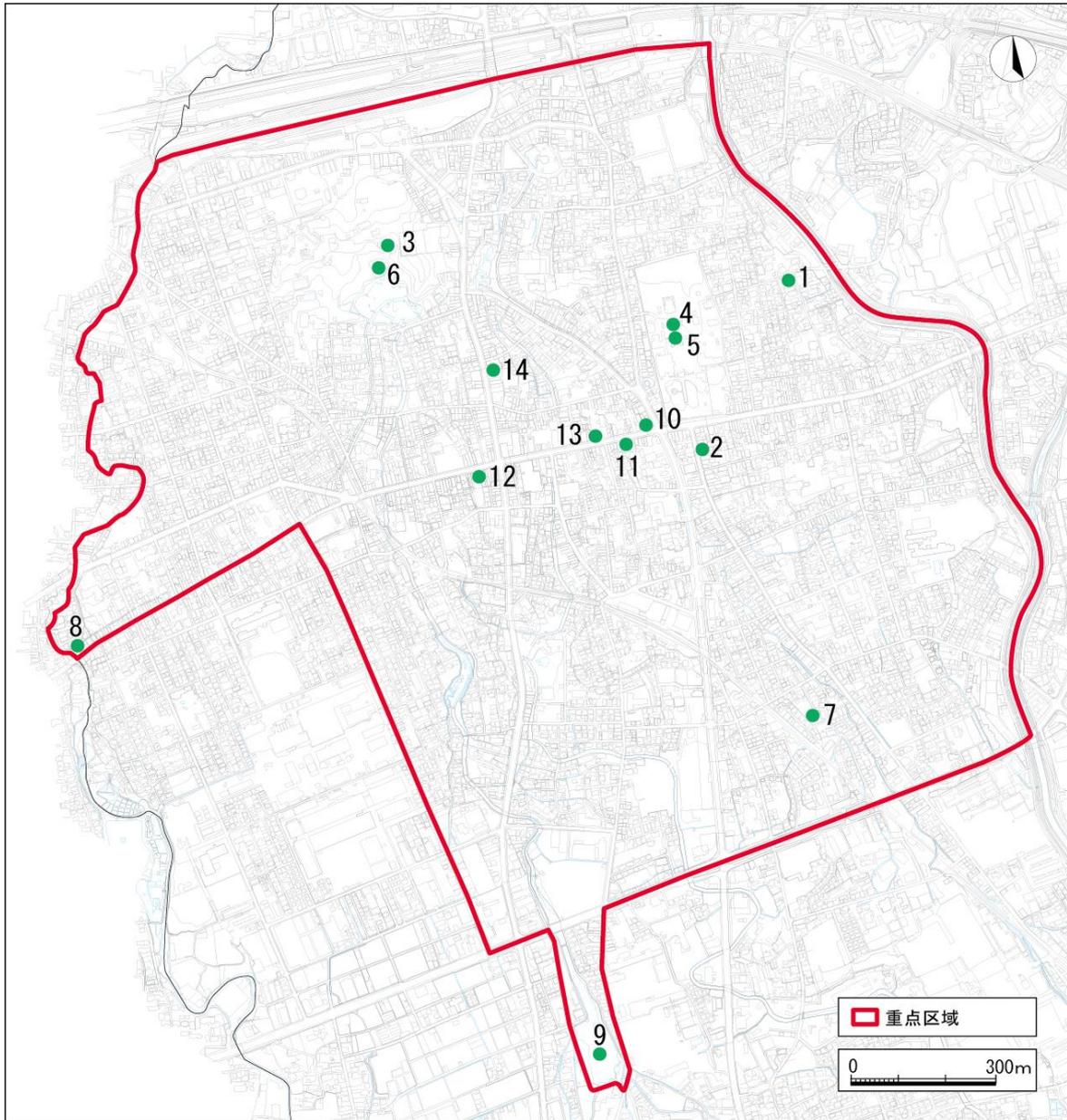
3 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	指定区分	名称	写真	所有者
1	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：6	三嶋曆師の館		三島市
2	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：7	懐古堂ムラカミ屋		個人
3	国登録有形文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：8	梅御殿		三島市
4	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：9	三嶋大社舞殿		三嶋大社
5	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：10	三嶋大社神門		三嶋大社
6	市指定文化財 (建造物) 歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：11	楽寿館		三島市

三島市歴史的風致維持向上計画 第7章

No.	指定区分	名称	写真	所有者
7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 12	間眠神社		静岡県 神社庁
8		千貫樋		三島市
9	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号: 13	中郷温水池		中郷用水 土地改良区
10	景観重要建築物 歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 1	カワツネ洋品店		個人
11	景観重要建築物 歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 2	高橋綿店		個人
12	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 3	茶処 山田園		個人
13	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 4	森田金物屋		個人
14	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 5	小林設計事務所		個人



- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 三嶋曆師の館〈大宮町〉 | 8. 千貫樋 |
| 2. 懐古堂ムラカミ屋〈大社町〉 | 9. 中郷温水池 |
| 3. 梅御殿〈一番町〉 | 10. カワツネ洋品店〈中央町〉 |
| 4. 三嶋大社舞殿 | 11. 高橋綿店〈中央町〉 |
| 5. 三嶋大社神門 | 12. 茶処 山田園 (樋口本陣跡)〈本町〉 |
| 6. 楽寿館 | 13. 森田金物屋〈中央町〉 |
| 7. 間眠神社 | 14. 小林設計事務所〈芝本町〉 |

■歴史的風致形成建造物の指定候補分布図